

12月2日以降の被保険者証の発行廃止とマイナ保険証等の取扱いについて

被保険者証の新規発行ができなくなります

◆12月2日（月）以降に

- *新規で加入される事業主、従業員、ご家族の方
- *住所や氏名を変更される方
- *既に発行されている被保険者証を紛失された方

などにおいては、被保険者証の新規発行ができません。

◆ただし、既に発行されている被保険者証のお持ちの方は、

被保険者証の有効期限（原則、令和7年9月30日）まで使用できます。

※上記有効期限前に「75歳」になられる方は、誕生日の前日までとなり、後期高齢者医療広域連合より「資格確認書」が事前に送付されます。

○令和6年12月2日以降：新規で加入される方、住所氏名変更される方、被保険者証を紛失された方、マイナンバーカードを紛失された方など

① マイナ保険証をお持ちでない方 ⇒ **資格確認書**を発行

※マイナンバーカードの保険証利用登録をされていない方や、マイナンバーカードをお持ちでない方

- ・これまでの「被保険者証」とほぼ同じ様式で厚紙で作成されます
医療機関受診：「資格確認書」を医療機関の窓口で提示してください。

有効期限：令和7年9月30日

ただし、70歳～74歳までの方は、令和7年7月31日

② マイナ保険証をお持ちの方 ⇒ **資格情報のお知らせ**を発行

※マイナンバーカードの保険証利用登録をされている方

- ・A4用紙で通知され、一部をカード型に切り取っていただきマイナ保険証と保管してください。
医療機関受診：マイナ保険証をご利用ください。

・「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。

・マイナ保険証の読取りができない時は、マイナ保険証と一緒に「マイナポータル資格確認画面」または「資格情報のお知らせ」の提示することで受診することができます。

有効期限：令和7年9月30日

ただし、70歳～74歳までの方は、令和7年7月31日

◆一斉更新について

- ・70歳～74歳（前期高齢者）の方・・・令和7年7月一斉更新（負担区分再判定のため）
- ・70歳未満の方・・・令和7年9月一斉更新（有効期限到来のため）

マイナ保険証の保有状況を当組合で把握し、全ての被保険者の方に対し、新しい**資格確認書**または、**資格情報のお知らせ**を送付予定です。ただし、「後期高齢者組合員」を除きます。